

などへ移ってゆく。この傾向は数年遅れてインドにも伝播するが、インドで特徴的なのは、この傾向とともに伝統的教育制度、すなわち師資相承のバンディット制による教育を受けた研究者が減少することである。言いかえると、抜群の読みを誇れる研究者が減少しているのである。

さらにインドでは、経済の発展と学問の大衆化（インドでも大学数の増加によって学生数が増加しているが、特徴的なのはそれらの学生のかなりの数が通信教育課程に属しているということにある）のために、商業出版が主流となり、良質のテキスト、なかんずく古典テキストが出版されなくなっている。

このように、タミル古典研究の現状は決して明るいものではない。しかし反面、タミル州のいくつかの出版社ではかつての良質なテキストの復刻版を出し始めているし、欧米でも良質の研究や翻訳が出されており、展望が開けていないわけではない。筆者もこの分野の一研究者として、タミル学を担ってゆくつもりである。

藤原定家の日記筆録形態

尾上 陽介

東京大学史料編纂所助手

藤原定家は鎌倉前期という時代の転換期を生きた貴族で、勅撰和歌集の撰者を勤めるなど、歌壇の大御所としても活躍し、また数多くの典籍を書写し後世に伝えるなど、文化史上にも多大な足跡を残した。そのため、その日記『明月記』は、中世史学・中世文学の根本史料として大変貴重なものである。

この『明月記』は、定家の没後、ほとんどの部分が子孫である冷泉家に永らく伝来した。定家の嫡男為家の譲状によれば、昇殿を許され、朝廷に出仕し始めた治承年間から、亡くなる直前の仁治年間まで、本来は日記が存在したようであるが、一部は散逸し、一部は古筆鑑賞のために細かく切断され巷間に流出した。しかし、幸いなことに、依然としてかなりの分量の原本が現存し、近年には、冷泉家伝来の原本が写真版で出版されるようになり、従来困難であった史料学的研究が可能になってきている。

原本の残る中世の日記史料では、一般的に言って、記

主（日記の筆者）が意識していなくても、料紙や表記の様式が徐々に一定化するものと、逆に時期ごとにグループ分けできるものがある。『明月記』について、写真等により確認できる限り（一部は写本による推定を含む）後述のような料紙や表記の特徴を調べると、一貫した筆録形態になるものではなく、明瞭に時期ごとに変化することが判明する。

1 料紙の分類

まず、料紙から分類してみると、すでに山本信吉氏の指摘（「藤原定家の筆跡について」『國華』一二三九、99年）があるように、『明月記』原本の料紙は、A界線有・紙背無、B界線有・紙背有、C界線無・紙背有、そしてD界線無・紙背無の四種類からなり、大部分はA・B・Cが占める。A・Bには基本的に天二本・地一本の界線が引かれ、Aは白紙に、Bは文書の反故を再利用して書かれている。このAとBは比較的整然と文字が書かれており、清書されたものであることは間違いないと考えられ、紙背文書の年次から、Bは日記を書いた後、ほぼ半年以内に清書されていることが、高橋典幸氏（『明月記』嘉禄三年春記紙背の研究、『明月記研究』二、97年）や山本氏により指摘されている。一方、界線のないCは明らかに推敲の痕跡が甚だしく、清書前の状態のままであると判断できる。

以上のことから、定家はまず書状の反故の裏側に日記を書き、これを清書する際には、新たに白紙が書状の反故を用意し、それに界線を引いて書く、という様式であったことがわかる。

次に、時期による料紙の変化について、原本であることが疑われるものを除外して調べると、およそ次の5グループに分かれていることが指摘できる。まずは①治承四・五年記から建久六年記までで、史料的制約があるが、この時期はAが主であると判断でき、②建久七年記から建仁二年記までは、ほとんどすべてがCである。③建仁三年記から承元二年記以後までは（承元三・四年記が現存せず、区切りの年が明確でないため、敢えて「以後まで」としておく）、ほぼAで、④建暦元年記以前から建保元年記以後まではC、最後の⑤嘉禄元年記以前から天福元年記以後まではBと分けることができる。

2 表記の分類

日記史料は、その性格上、ほぼ毎日共通して書かれるべき項目がある。ここではそのような項目として、記事の内容を「何々の事」といった形式で要約して記事の行

間上部に書き付ける首書と、毎日の日付・天気・干支について取り上げることとする。日記によっては、例えば干支は全く付けないといったものもあるが、『明月記』の場合、これらがあったりなかったりするもので、グループ分けには最適の項目であると考えられる。

分類の結果、表記は概ね次の四種類からなることが判明した。まず、ア首書有・日付連続・天気全入（すべて記入ありの意）・干支少有（少し記入ありの意）と、イ首書有・日付断続・天気有欠（記入漏れがある意）・干支少有の、首書記入のあるもの。そして、ウ首書無・日付連続・天気全入・干支少有と、エ首書無・日付連続・天気全入・干支全入の、首書記入がないものである。

なお、首書は記主自身が付ける場合もあれば、日記を読んだ後世の人が付けることもあり、特に後者の場合、単純に本文中の語句の一部をそのままの表記で付けることがしばしば見られる。『明月記』では、例えば叙位の日に備え、自らの加階をめざす定家周辺の動向が具体的にみえる記事に対して、「身上事」という本文中にない言葉の首書を付けていたり、本文中にない情報を首書に明記している箇所がある。さらに、例えば元久二年夏記は大部分が定家とは異なる筆跡で清書されているが、首書部分だけはすべて定家の筆跡と思われ、これらのことから『明月記』の首書は定家自身が付け、記事の索引の機能を果たしていることがわかる。

料紙についてと同様に、特に首書の有無と日付の連続性を重視しつつ時期による変化を調べると、Ⅰ治承四・五年記はイ、Ⅱ建久三年記以前から建仁二年記まではア、Ⅲ建仁三年記から建暦元年記までは再びイ、Ⅳ建暦二年記から建保元年記以後までは再びアとなり、ここまでは交互に表記様式が交代している。次のⅤ嘉禄元年記以前から安貞元年記以後まではウ、すなわち首書の記入が無くなり、最後のⅥ寛喜元年記以前から天福元年記以後までは干支が全て記入されるエとなる。

3 日記筆録における定家の意識

定家とその嫡男為家の履歴や、当時の社会情勢で定家に直接関連する事柄と、これまで検討してきた料紙や表記の変遷を一つの時系列に併せて考えると、まず気付くことは、料紙がA、すなわちわざわざ白紙を用意して清書した時期と、清書前のままのCの時期が交互になっていることであり、このうちAの時期は定家および為家にとって重要な意味を持つ時期と重なっていることが指摘できる。

①の時期（治承四年から建仁六年まで）では、日記が現存する最初の年である治承四年は、定家が昇殿を果た

して朝廷へ出仕し始めた翌年であり、文治二年には九条家の家人となり、以後、九条兼実・良経・道家らに生涯仕え続ける。そして、清書がひとまず終わる建久六年は九条兼実失脚の前年なのである。

このほか、文治三年には定家の父俊成が『千載和歌集』を撰進するが、現在、文治年間の『明月記』はほとんど欠けており、残念ながらその撰進について『明月記』にどのような記事があったのか、僅かな逸文を除いて知ることができない。しかし、「永仁二年八月二日二条為世書状案」（『冷泉家古文書』二一七）には、面白い事実がみえる。これは永仁二年に、いずれも定家の子孫である二条為世・京極為兼・冷泉為相が勅撰集の撰者を争った件に関する史料であるが、そのなかに、弘安年間の龜山院の沙汰により、二条為氏が冷泉家から「文治・建久家記」、すなわち『明月記』の文治・建久年間記を獲得した、という記述がある。歌壇の主導者を巡る争いの中で、この時期の『明月記』が極めて重要な意味を持つものであると認識されていたことがわかり、おそらくは、『千載和歌集』撰進に関する俊成近辺の記事が豊富にみえ、勅撰集の撰者にとって必須の文献であったのであろう。現在、冷泉家にこの時期の原本が多く欠けているという事実も、このときに文治・建久記だけが二条家に移ってしまったためと考えられるのである。

二度目の清書である③の時期（建仁三年から承元二年以後まで）は、定家が近衛中将に昇進し、さらに九条家の権勢が復活して良経が摂政になった直後から始まり、残念ながら承元三・四年記が欠けているため終わりは確定できないが、定家は承元四年に中将を辞め、その代わりに為家が近衛少将に任じられているので、ほぼ定家が中将であった時期と重なるといえる。また、①の時期の俊成と同様に、今度は自らが撰者の一人となって、元久二年に『新古今和歌集』を撰進しており、それに関連する記事も多くみられる。

以上のように、①・③の、日記を白紙に清書した期間には、定家自身は少将から中将となって朝廷の公事に活躍する一方、父の後をついで勅撰集の撰進を行った時期であり、定家が仕えている九条家にとっても、藤原氏の氏長者として撰関の地位についていた時期とほぼ重なるのである。そして、さらに検討すると、この料紙Aの部分と、表記イ、すなわち首書有・日付断続・天気有欠という部分が、やはりほぼ重なっていることに気付く。

『明月記』嘉禄二年十一月十一日条には、すでに参議として活躍する息子為家から定家の元へ書状が到来し、為家が公事について先例を尋ねてきたのに対し、定家は建保二年の例を「愚記」すなわち『明月記』から書き抜いて知らせていることがみえる。また、建保元年七月二

十日条には、定家の仕える九条良平のもとへ、後鳥羽院から建仁三年春日詣の際の九条良経の装束について詳しく知らせよう書状が到来したが、良平はその当時まだ二〇歳でよく覚えておらず、当日の関係者に尋ねたのに対し、定家は帰宅後に『明月記』を調べ、すぐにその日の装束を詳しく良平に注進していることがみえる。

中世の公家社会においては、自分たちの故実の参照するために日記を蓄積するとともに、主人からの問い合わせに対し、奉公の一種としてそれをもとに答えることが行われており、定家の場合も、九条家に対してそのような奉公を行っていたことは、すでに松園齊氏の指摘（『藤原定家と日記』愛知学院大学文学部紀要』二五、95年）がある。

白紙に清書した部分と首書有・日付断続・天気有欠の部分がほぼ重なっているという事実は、先の二つの例のように即座に回答できるようにするため、日記を清書するに際し、おそらくもとは書いていた日付と天気だけの記事などの、故実の参照とする上では無駄な箇所を省き、より実用的な記録とする定家の意識の現われではないであろうか。

これまでの考察から、定家が日記を清書した時期は、故実の参照とするうえで重要な時期である、という状況がみえてきた。そうすると、現在は欠けている部分の『明月記』がどのような筆録形態であったのか、ある程度まで想定することが可能となろう。

『明月記』安貞元年十二月四日条には、九条道家から建保二年の春日行幸について、平経高から承久・貞応改元定の公事について尋ねられ、ともに『明月記』を調べて答えていることがみえる。また、嘉禎元年五月二十八日条には、菅原為長から承久年間の除目の公事について尋ねられ、やはり『明月記』から書き抜いて送っていることがみえる。これらの記事から、現在では逸文しか伝わらない建保二年記以降についても、承久・貞応に至るまで日記を書いていたことが確認できるとともに、それは定家が参議に昇進して活躍していた時期であり、やはり即座に答えていることも併せて考えると、参議としての故実を記録することを目的とした、おそらく白紙に清書され日付や天気を一部省略した筆録形態になる日記があったと考えられるのである。

『明月記』最後のブロックである嘉禄元年記以降は、料紙・表記ともそれまでに見られない様式となる。書状の反故を利用しつつ、日記の日付からほぼ半年以内には清書を済ませ、日付や天気は毎日必ず記入し、寛喜元年頃からは毎日さらに干支を書き加えるようになる。それまで干支を記入することは、例えば四月の中の酉の日に行われる賀茂祭など、干支により式日が定まる公事の記

事や、庚申の日など干支により行動が制限される日以外は、基本的に記入しない方針であった。なぜ、『明月記』の最後になって干支を毎日記入するようになったのか、今のところ理解が困難である。あるいは、最晩年になってようやく確固たる日記筆録形態を確立した姿なのかも知れないが、これについては今後の検討課題としたい。

この時期の主な問題点は、首書がほとんど記入されていないことである。この時期、定家はすでに貞応元年に参議を辞している一方、為家は嘉禄元年に蔵人頭となり、いわば定家未経験の世界に入ってしまった、翌年には参議に昇進し、定家の次の当主として活躍するようになる。そのため、嘉禄元年記以後は、定家の日記を同時代の故実の参照に利用する必要性が従来より格段に少なくなり、わざわざ記事の索引である首書を付けなくなったのではないであろうか。

しかし、九条道家の権勢が高まる時期でもあり、その女孀子が後堀河天皇のもとへ入内し、孀子が生んだ秀仁親王が四条天皇として即位するなか、定家の女が孀子付きの女房（後堀河院民部卿典侍）となって後宮で活躍するようになる。定家自身も貞永元年には念願の権中納言昇進をようやく果たし、天福元年の出家後にも『新勅撰和歌集』を撰進するなど、まだまだ脚光を浴びる機会に恵まれることが続くのである。同時代に参照されることはなくとも、日記を書き続ける要因は豊富にあったと言えるのであり、それがこの時期特有の筆録形態に反映されているのであろう。